

## 大阪市条例第50号

### 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(登録簿) 第6条 [略] 2 前項の登録簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。 [(1)～(5) 略] [削る] <u>(6)～(8)</u> [略] 3 前項の規定により登録した事項（人事委員会規則で定める事項に限る。）は、インターネットを利用する方法によりこれを公表しなければならない。 [削る]	(登録簿) 第6条 [同左] 2 [同左] [(1)～(5) 同左] <u>(6)</u> 専従休職を与えられている者の氏名、住所及び職名 <u>(7)～(9)</u> [同左] 3 <u>登録した事項は、大阪市公報に登載してこれを公告しなければならない。</u> <u>4</u> 何人も、人事委員会の許可を得て、第1項の登録簿及び附属書類を閲覧することができる。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。